



第4章

計画の推進

1 推進体制

男女共同参画社会の実現には、行政と関係機関、事業所、市民が本計画の目的を共有し、それぞれの役割に沿った取り組みを推進することが必要です。その基盤となる推進体制のより一層の充実に努めます。

(1) 庁内推進体制の充実

大東市男女共同参画推進条例の第16条において、「市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない」と規定しています。

庁内の男女共同参画推進組織である「大東市男女共同参画推進本部」の重要性を認識し、その下部組織である、幹事会がその役割を果たすとともに、全庁的に男女共同参画の視点を浸透させ、市が行うあらゆる施策が男女平等・男女共同参画の視点に立って行われるよう努めます。

(2) 計画の実効性を高めるための進行管理

施策の方向ごとに掲げた事業の進捗状況を毎年点検・評価し、課題の検討を行います。その結果は、「大東市男女共同参画社会推進本部幹事会」に報告し、意見を求め、計画の目標の実現に努めます。

また、計画の実施状況は、「大東市男女共同参画推進条例」の定めにより、毎年1回公表します。

(3) 男女共同参画ルームの充実

男女共同参画推進の拠点である「男女共同参画ルーム」の機能を充実し、市民や事業所、地域などの主体的な活動を支援するとともに、市民や地域団体、市民活動団体、事業所との協働事業を展開していきます。

(4) 国・府など関係機関との連携

本計画が対象とする分野は多岐にわたることから、国や大阪府の事業や関係機関の情報を把握して本計画の効果的な推進に努めます。また、必要に応じて国・府はもとより他の自治体や民間団体などとの連携を図ります。

2 数値目標の設定

計画の実効性を高め、施策の取り組み状況を評価する指標として以下を設定します。本計画を総合的に推進することで目標値の達成をめざします。

指標項目		当初値 (2018年)	現状値 (2023年)	最終目標値 (2027年・2028年)
1	大東市男女共同参画推進条例の認知度	女性	18.1%	男女共 40%
		男性	15.9%	
2	「男は仕事」「女は家庭」という考え方を否定的に思う市民の割合	女性	59.1%	男女共 70%
		男性	58.5%	
3	「男は仕事」「女は家庭」という考え方を否定的に思う児童等の割合	小学生女子	52.1%	小学生男女共 65%
		小学生男子	43.9%	
		中学生女子	49.5%	中学生男女共 65%
		中学生男子	35.3%	
		高校生女子	57.0%	高校生男女共 70%
		高校生男子	48.2%	
		大学生女子	63.9%	大学生男女共 85%
大学生男子	51.1%			
4	公立小中学校における教頭以上に占める女性の割合*	22.5%	22.5%	25%
5	市女性職員の役職者の割合	課長級以上	11.1%	課長級以上 25% 主査以上 30%
		主査以上	22.1%	
6	市男性職員の育児休業取得率	2.6% 2013~2017年	18.8% 2018~2022年	80% 2023~2027年
7	審議会等における女性の割合	19.8%	19.6%	40%
8	女性のいない審議会等の数	8	4	0
9	男女共同参画社会の実現をめざした市民活動グループの数	9 団体	6 団体	20 団体
10	男性に対し家事・育児・介護・地域活動への参加を促す講座や事業等の実施回数	7 事業	11 事業	17 事業
11	「家庭」や「仕事」など優先したい暮らし方の希望と現実が一致している人の割合	女性	34.4%	男女共 50%
		男性	36.9%	
12	職場において男女平等であると思う市民の割合	女性	30.1%	男女共 50%
		男性	32.8%	
13	「男女いきいき・元気宣言」登録事業者数	3 社	6 社	12 社
14	「デートDV*」の認知度（中学生）	女性	15.3%	男女共 100%
		男性	12.9%	

※指標項目4については、「第4次大東市男女共同参画社会行動計画」では、小学校・中学校それぞれに数値目標を設定しておりましたが、内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画」及び大阪府教育委員会「公立学校における特定事業主行動計画（2021）」の成果指標に合わせて指標項目を見直しています。

